

平成30年度 行政との意見交換会 意見交換の部要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
30-5-1	南部	(3)生活環境を守る活動に向けて ③その他	<p><羽田空港増便問題について> 2015年に羽田空港国際線増便に関する取組について説明があり、その後、説明会で出された様々な意見を反映した、新たな飛行経路の変更案が示されましたが、「辻地区上空の飛行経路」について、住民から騒音問題・航空機からの落下物の可能性の高まりに不安の声が上がっています。 そこで、地域住民が安心して暮らせるよう、是非、国に対し飛行経路及び高度の引き上げについて求めるようお願いいたします。</p>	<p>羽田空港の国際線増便については、国土交通省が主体となり、国際競争力の強化、訪日外国人旅行者の誘致等を目的に進めているところですが、本市としては、これまでも国土交通省に対して市民への十分な周知、説明とともに、安全対策及び騒音の軽減等について十分配慮するよう求めてまいりました。 引き続き、新飛行ルートに関し本市といたしましては、市民が安心して生活できるように、国土交通省に対して安全管理の徹底等について求めていくとともに、国土交通省や埼玉県と協力して情報提供を行ってまいります。 【都市局都市計画部交通政策課公共交通係】</p>
30-5-2	南部	(3)生活環境を守る活動に向けて ③その他	<p><水深団地建て替え計画の件> 水深団地の建て替え計画について、行政から何の説明もなく、外部からその計画を耳にし、私達自治会員は戸惑いと不安な気持ちで毎日を過ごしています。 水深団地を建て替え(添付資料→さいたま市営住宅等長寿命化計画)として決定された以上、行政は自治会住民に対し、早急に丁寧な説明責任を果たして頂きたい、お願いいたします。</p>	<p>ご質問いただいた「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」については、ライフサイクルコストの削減、予算・事業量の平準化を図り、市営住宅の効率的な維持管理を行うための計画でございます。 辻水深団地の建替えについては、まだ、何も決定していない状況でございますが、今後、辻水深団地の建て替え計画を実施する各段階で、入居者及び地域の皆様に、説明を行う機会を設けたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 【建設局建築部住宅政策課住宅整備係】</p>
30-5-3	南部	(1)自治会活動の活性化に向けて ①活動の活性化	<p><公園の新規整備について> 文蔵三丁目の「文蔵三丁目児童遊園」は、地主から土地を借用し、長きに渡り、文蔵三丁目の行事(夏祭り・ラジオ体操・子供達の遊び場・災害時の一時避難所)に使用してまいりました。 しかし、地主がこの土地を売却したことで、もともと公園のなかった文蔵三丁目は、ますます自治会行事を行うことが困難となりました。 そこで、文蔵三丁目における新たな公園の整備をお願いいたします。</p>	<p>ご要望をいただいております文蔵三丁目の地区につきましては、公園として利用できる未利用地が、現在は地区内になくことから、新たな公園を整備することが難しい状況にあります。 しかしながら、本地区が、身近な公園が不足する地域の一つであることから、市といたしましては、本地区における公園整備の必要性は認識しているところです。 今後も、民有地を借りることも視野に入れるなど、引き続き公園整備に努めていきますので、地域の皆様におかれましても、活用できる民有地がございましたら、情報の提供につきまして、ご協力をお願いいたします。 【都市局都市計画部都市公園課計画係】</p>
30-5-4	南部	(3)生活環境を守る活動に向けて ②インフラ整備	<p><家庭ゴミの戸別収集の導入について> 次の事項を改善するために、家庭ごみの収集方法をステーション収集から、戸別収集に変更していただきたい。 (集合住宅等の専用ゴミ施設は現状のままで構いません)。 ①カラス等による散乱被害に対応するため、防御ネットを設置しても、被害を防ぐことができない。 ②場所の選定や調整が、困難な場合がある。 (やむを得ず輪番制にしている所もある。) ③ゴミを出す「個人」が特定されないため、ゴミ出時刻等が守られない。また、ゴミ出しの不適正化など、ゴミを出す人の責任が薄れる。 ④ゴミ出しマナーを完全に徹底できない。 ⑤特定の世帯に管理が集中することがある(共稼ぎ家庭は帰宅するまで、掃除、ネットの片づけができない。) ⑥不法投棄により、事業者系廃棄物が持ち込まれることがある。 ⑦要介護高齢者や障害者等にとっては、廃棄物を持ち運ぶことが困難となることから、支援策が必要となる。 ⑧道路や歩道に設置されると歩行者の通行の妨げになる。 ⑨大量のごみが山積みになると美観を損ねる。</p>	<p>本市の、家庭ごみの収集は、ステーション方式を採用し、少ない人員や車両で効率的に収集を実施しているものでございます。 なお、収集所の設置については、5世帯以上であれば収集所の設置を可能としており、自宅から一定の範囲内でコンパクトに設置することができております。また、細やかな収集作業が行える様に努めております。 戸別収集への変更でございますが、収集人員や車両を新たに確保する必要があるため、現時点で実施することは困難であると考えております。 自ら収集所までごみを運ぶことが困難な、65歳以上の一人暮らしの高齢者や障害者などについては、「ふれあい収集」として戸別収集を行なっているところです。 今回、頂きましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課家庭系ごみ係】</p>
30-5-5	武蔵浦和	(3)生活環境を守る活動に向けて ②インフラ整備	<p><県職員住宅跡地利用について> 沼影二丁目4-14の県職員住宅跡地は、昨年三月に、曲本保育園の建て替え工事における仮設建物が撤去され、現在は更地になっております。五年ほど前にも公園の設置を要望しましたが、改めて、県からの土地の借用又は購入を検討していただき、公園の設置をお願いいたします。</p>	<p>市といたしましても、本地区が、身近な公園が不足する地域の一つであることから、本地区における公園整備の必要性は認識しているところです。 ご要望のありました土地につきましては、その全部、もしくは一部を公園として整備することにより、公園の不足する地域の解消に繋がるものであるため、今後、検討していきたいと考えております。 【都市局都市計画部都市公園課計画係】</p>

平成30年度 行政との意見交換会 意見交換の部要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
30-5-6	西	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災 (3)生活環境を守る活動に向けて ②インフラ整備	<公園に地震・洪水用の災害復旧用井戸の設置> 「洪水ハザードマップ」では、関・別所・鹿手袋地区の浸水被害は、広範囲であることが想定されています。被災者の生活の維持や被災住宅の復旧に当たり、飲料水には使用できなくても、トイレ、洗濯等の洗浄水の確保のため、鹿手袋7丁目公園に『災害復旧用井戸あるいは多目的井戸』の設置が必要不可欠であると考えており、地域住民の復興支援のため設置をお願いするものです。 なお、設置に当たっては、地元の意見を吸収し、計画的に設置頂きますよう、ご賢察をお願いいたします。	『災害復旧用井戸あるいは多目的井戸』の設置につきましては、災害時における地域住民の生活用水の確保のため、井戸の所有者、自主防災組織の皆様に御協力をいただき、既にある民家の井戸を、「防災対策用指定井戸」として指定し、自主防災組織へ井戸のポンプ購入費用や水質検査費用の補助を行っております。 現在、市内で623基(H30.4.1時点)の井戸が指定され、「防災対策用指定井戸」の看板を標示していただいておりますが、今後につきましても、この取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。 【総務局危機管理部防災課防災企画係】
30-5-7	西	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災	<地震以外の災害対応及び災害時集合場所の整備について> さいたま市からの「洪水ハザードマップ」や、気象庁からの「富士山噴火による降灰量予測」を受け、災害対策として、訓練・備品整備を毎年実施しております。 その他、火山災害では降灰廃棄のための処理方法や降灰の収集場所等について、また、洪水災害では、低地の避難所における高台の避難場所への変更等、行政側での検討も必要と考えております。 これら地震以外の災害について、行政側の対応や地区住民がどのような準備をしたら良いのか、ご教授いただきたい。 なお、当地区の災害時集合場所(鹿手袋第一児童公園)は、防災倉庫が設置されており、防災用資機材・食糧・けが等の応急処置の準備はあるものの、上下水道または井戸等の設備がなく、簡易避難場所として衛生面で不安が残ることから、設置をお願いいたします。	洪水時の避難行動として、浸水想定区域にお住まいの方は、まず早めに避難行動を開始し、浸水想定区域外へ避難することが重要です。 南区においても、11月16日に水害対策勉強会を開催し、洪水時の避難情報の収集や避難行動についてご説明し、現在、洪水時の避難先について検討を進めているところです。 また、火山噴火における降灰対策については、影響が広範囲に及ぶことから広域的な対応が必要なため、内閣府において大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループを、本年9月から設置しており、今後はその動向を注視してまいります。 また、災害時の応急給水場所として、小学校などの避難所等に浄・配水場及び災害用貯水タンクや非常災害用井戸を設置しておりますので、災害時に給水が必要な場合は、お手数ですが、最寄りの給水場所へお越しくださいますようお願いいたします。 【総務局危機管理部防災課防災企画係】
30-5-8	西	(1)自治会活動の活性化に向けて ①活動の活性化 ③居場所づくり (2)安心安全なまちづくりに向けて③交通安全 (4)他団体と連携した街づくりに向けて②小学生と地域との関わり	<地域内の善行者に市長からの『感謝の手紙』の発送> 当地区において、毎朝、小学生の安心・安全面を考慮し、『旗振り役・朝の挨拶声掛け・誘導・同行』をしてくれる方や、『環境美化・清掃活動』『夜間のパトロール』等、多面にわたり活動している方がいます。 そのような方の献身的な姿に、多くの人々が感謝していることから、市長から『感謝の手紙』をお出しいただきたく、お願いします。(『感謝状』『表彰状』ではありません。) なお、推薦者は自治会長とし、継続して実施している方には、毎年発送していただくよう、併せてお願いいたします。	子供の見守りや夜間パトロール、環境美化の推進など、住みよいまちづくりを進めるにあたって、多くの方々に貢献をいただいておりますことは、南区といたしましても十分に承知しているところです。 しかしながら、現在、市には、会長よりご要望のありました「感謝の手紙」に相当するような制度がないことから、すぐにお応えすることが叶わない状況です。 南区といたしましては、今回いただきましたご意見を重く受け止め、関係所管に対して要望していきたいと考えております。 【南区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係】

平成30年度 行政との意見交換会 意見交換の部要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
30-6-1	大谷場	(2)安心安全なまちづくりに向けて (3)交通安全 (3)生活環境を守る活動について②インフラ整備	<p><南浦和駅西口交差点に道路案内板(「南浦和駅西口」×4)の設置を願う> 南陸橋通りより北側、田島通り(曲本さいたま線)南側、神明郵便局東側の範囲内には、一つも道路案内板がありません。 また、駅名の看板も小さく、設置位置も悪いため、駅舎が何処か分からないまま駅近くを通過する車両が多く、危険性が高い状態であることから、南浦和駅西口交差点に道路案内板を設置するようお願いいたします。</p>	<p>今回ご要望いただきました、南浦和駅西口交差点について、早速、現場を確認させていただきました。 確認したところ、利用者が多く、主要な施設である駅を案内する必要があると認識いたしましたので、交通管理者(警察署)と協議し、道路案内板(地点名表示板)設置を進めてまいります。 【建設局土木部道路環境課道路橋りょう係】</p>
30-6-2	谷田	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災	<p><「避難所運営委員会」の充実について> 防災についての「さいたま市の基本理念と構想」を明確にし、市民に周知する取り組みを行って頂きたい。さいたま市は災害リスクの情報を様々なカタチで提供しているが、個々の地域・市民レベルでの理解と行動については、まだまだ「不十分」であることから、以下の観点での見直しや検討が必要であると考えております。 (1)避難所運営委員会の理念・構想を住民がなるほどと思える、わかりやすい・受け止めやすいカタチで提供していただきたい。市全域の共通的なものと地域毎のものとの両面が必要と考える。 このなかで避難所の位置づけも明確にしていきたい。 (2)避難所運営委員会活動にはヒト・モノ・カネが必要であるという基本認識を持ち、多様な施策を進めることが現状を打開する要件のひとつであると考えている。 以上、二点について、危機管理統括部門の見解をお聞きしたい。</p>	<p>(1)ご指摘の通り、避難所運営委員会の理念・構想を住民がわかりやすくする取り組みは大変重要と考えております。 本市では市全体の標準的な「避難所運営マニュアル」を策定しておりますが、各地域の避難所における特性もあることから、避難所運営委員会では各関係団体や住民の皆様とさまざまなご調整、ご苦勞を頂いているものと認識しております。 今後は、避難の形態が多様化している状況や、今回頂いた御意見も参考にしながら、「避難所運営マニュアル」の策定にあたり、より市民に分かりやすいものにしてまいりたいと考えております。 (2)避難所運営委員会の活性化の観点から環境面に対するご意見を頂きました。 本市としましても、いざ災害が発生した場合に備え、避難所の運営に必要な資機材および備蓄品を各避難所の防災倉庫や市内11箇所の拠点備蓄倉庫に保管し、発災時に必要物資の調達や配送ができるよう民間業者と協定を締結するなど整備を努めております。 また、避難所運営訓練を円滑に進めるため消耗品や食料品などの予算確保に努め、区総務課を通じて執行しているところです。 その他、避難所運営委員会の直接的な運営経費の負担については難しいと考えておりますが、区において必要な資料の印刷を行うなどの方法で、負担の軽減に努めてまいりますので、何かございましたら、区の総務課へご相談ください。 【総務局危機管理部防災課防災企画係】</p>
30-6-3	谷田	(1)自治会活動の活性化に向けて ①活動の活性化	<p><自治会活動体制の確保・維持について> 現在、自治会役員の大半が高齢者であり、このような状況で災害が発生した場合、十分な防災活動を行うことができず、二次災害すら危惧されます。 行政側からは、自治会への加入促進のため、ポスターの作成等協力を頂いておりますが、より直接的な指導をお願いします。例としては、区民課へ転入届を出しに来た方に、「自治会加入の勧め」の冊子をお渡しすることで、加入促進に繋がるのではないかと考えております。</p>	<p>加入率の向上に向けて、さいたま市では、さいたま市自治会連合会及び、宅地建物取引業協会と協定を結び、加入の促進に努めている他、南区自治会連合会においても、ホームページの内容の充実化による周知を図るなどの取組を進めております。 なお、新たに南区へ転入された方へ、区役所区民課の窓口で加入促進に係る冊子を配布することにつきましては、会長のご指摘のとおり、有効な方法であると考えており、現在、自治会への加入についてのパンフレットを配布し、周知に努めております。 しかしながら、加入率が徐々に低下している傾向にあることから、これまで以上の呼びかけを行っていくことが必要であるとも考えております。 今後も、積極的に加入率の向上に努めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。 【南区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係】</p>
30-6-4	谷田	(3)生活環境を守る活動に向けて ②インフラ整備	<p><子供広場(藤右衛門ポンプ場隣接地)の整備について> 当自治会地域内に昭和59年に稼働した藤右衛門ポンプ場及び、建物東側隣接地に約70坪の土地(遊具などの無い砂利を敷き詰めただけの空地)が、子供広場として開放されています。当自治会は、子ども神輿の休憩所、盆踊り大会の会場として利用させてもらっています。 この広場を利用する場合は、広場の整備をしてもらっていますが、平時は雑草が生い茂り、草ぼうぼう状態です。 当初から自然な形で存在し、南北の通り抜け広場としても親しまれておりますが、住民の期待としては、平坦で雑草の生えない広場に整備をもらうことが望ましい姿です。ゴミや害虫など衛生面や管理面を含め、今後の運営の中で改善を検討していただき、より地域住民との共生にご配慮をお願いするものです。</p>	<p>藤右衛門ポンプ場東側の広場につきましては、ポンプ場の工事や維持管理を行う上で必要な資機材等を置くことを本来の目的としていることから、現状のままのご利用に、ご理解をいただきたいと考えております。 しかしながら、当該広場は、子供神輿の休憩所、盆踊り大会の地域活動に少しでもお役に立てることは、望ましいことと考えておりますので、今後とも草刈り等、可能な限りの支援に努めてまいります。 【建設局下水道部下水道維持管理課施設係】</p>

平成30年度 行政との意見交換会 意見交換の部要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
30-6-5	大谷口	(2)安心安全なまちづくりに向けて ②地域防犯	<p><地域内に存在する空き家対策について> 当地区内に、所有者の連絡先が不明な空き家が多数存在しています。 去る5月1日、周辺地域で不審火による火災が3件発生し、うち2軒は空き家で全焼でした。 今後、空き家が更に増加し、空き家を狙った不審火や防犯の面から、地域を安心安全に保つため、空き家対策を打ち出し、対応を図って頂きたいと願います。</p>	<p>本市では、これまで「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、周辺に倒壊する場合や敷地に草木が生い茂る場合など、近隣への悪影響を及ぼす管理不全な空き家等がある場合は、その所有者に対し指導等を行い、また、火災の危険性がある場合や空き家に不審者の侵入が疑われる場合には、消防局などの関係部署と緊密に連携を行ってまいりました。 本年3月には、空き家等の発生予防や適正管理・利活用の促進、管理不全な空き家等の解消などの幅広い観点から、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「さいたま市空き家等対策計画」を策定し、空き家等対策の取組を進めております。 今後も、管理不全な空き家等を解消するため、また、空き家の利活用も含め、「さいたま市空き家等対策計画」に基づき、空き家等対策の取組を推進してまいります。 暮らし応援室では、管理不全な空き家等に関する相談を承っておりますので、お困りのことがございましたらご相談ください。 【環境局環境共生部環境創造政策課環境政策係】</p>
30-6-6	大谷口	(1)自治会活動の活性化に向けて ①活動の活性化	<p><公共機関所有の空き地のゴミ置き場利用について> 各自治会内でのゴミ収集場の設置については、集合住宅(5戸以上)の取付の義務化や、所有者の了解による借用、一般の道路上が使用されています。市の「家庭ゴミの出し方マニュアル」では、ゴミ収集場についての記載は無く、現状は複雑であります。 そこで、各自治会内に存在する、市や財務局等公共機関所有の空き地の一角を、期間限定でゴミ収集場として利用できるように便宜を図っていただきたい。(使用に際しての覚書は交わす。) なお、家庭ゴミは、生活する上で無くすことはできず、食品パッケージの増加により、ゴミ収集場の状態の深刻化をご理解いただき、食品包装の紙やプラスチック等を微細化する小型シュレッダーのような物を各家庭に設置させ、ゴミの減量化が出来ないか、ご教授いただきたい。</p>	<p>はじめに、公共機関所有の空き地をゴミ置き場として利用することについてお答えいたします。 国や自治体が管理する用地の利用については、それぞれの管理者が、その可否について、判断することになりますので、各管理者にご相談いただきますよう、お願いいたします。 次に、ゴミを微細化することによる減量化についてお答えします。 現在、本市では、食品包装の紙やプラスチック等は、それを再び資源化する、再生利用(リサイクル)を推進することにより、ゴミを資源化し、ゴミ自体の減量をしていますので、現在、シュレッダーなどの活用は考えておりません。 今後とも、ごみの分別および減量にご協力いただきます様、よろしくお願いたします。 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課家庭系ごみ係】</p>
30-6-7	大谷口	(3)生活環境を守る活動に向けて ①交通アクセス	<p><都市計画道路の早期実現に向けて～パートII～> 平成25年度に標記の件について質問、要望し、市建設局土木部道路計画課から回答を得ています。その中で、太田窪・明花線につきましては、一部区画整理中の区域内ですが、区域外の東側の第二産業道路までの区間については、費用対効果を含めて、今後、検討していくとのことでありましたが、その後、どのような検討がなされたかお聞きしたい。 また、両路線の未着手部分の整備について、他の路線の進捗状況を見据えながら研究していきたいとのことでしたが、その後の研究成果はどうなっているかお聞きしたい。 何れにしても、国道463号線の南側には、産業道路と第二産業道路を結ぶ幹線は無く、大変不便をきたしているの、一日でも早い造成整備をお願いしたい。</p>	<p>都市計画道路の「太田窪明花線」および「南浦和東口大間木線」の両路線は、地域の東西交通ネットワークを結ぶ重要な路線として、都市計画決定をしているものでございます。 現在、その内の「大谷口・太田窪土地区画整理事業」の区域内につきましては、既に区画整理事業の中で整備を始めたところです。 ご質問にございました、区域外部分につきましては、今後、沿線の区画整理事業の進捗具合や周辺の交通状況の変化を踏まえ進めてまいります。 【建設局土木部道路計画課企画調整係】</p>